

税務講座 ③③

標準勘定科目(19)……流動負債の表示

森税務会計事務所 所長
全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長
税理士・行政書士
森 剛一

買掛金・未払金・未払費用

企業の主目的である営業取引により発生した金銭債務を「買掛金」とし、未払金と区別して表示します。一方、固定資産の購入等、企業の主目的以外の取引によって発生した金銭債務で1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは「未払金」として流動負債の部に、1年をこえて到来するものは「長期未払金」として固定負債の部に記載されます。買掛金と未払金とを区別して計上することにより、仕入債務回転日数を計算することができます。

仕入債務回転日数(日)

$$= \frac{\text{仕入債務(支払手形+買掛金)}}{\text{商品仕入高+肥料費等の原材料仕入高}} \times 365$$

生産する品目や肥料や飼料などの原価構造が一定で仕入先へのサイト(仕入等の発生から決済までの期間)も変わらない場合、この仕入債務回転日数は每期ほぼ同程度の水準になるはずですが、このため、この水準が急激に減少した場合には、仕入の計上漏れのことが多く、経営成績を良く見せるために「粉飾決算」した疑いもたれます。

また、一定の契約に従って継続して提供を受け

る役員に対する対価で支払いの終わっていないものを「未払費用」として未払金と区別します。未払費用についても買掛金と同様、毎期の水準がほぼ一定であるのが特徴で、この点が未払金と異なります。

なお、法人税、住民税及び事業税の未払金は「未払法人税等」、消費税及び地方消費税の未払金は「未払消費税等」として未払金と区別して表示します。

賞与引当金と賞与の未払金計上

引当金のうち、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属します。流動負債の部に属する引当金として賞与引当金がありましたが、法人税法の改正により損金算入されなくなりました。賞与引当金は繰入限度額を段階的に縮減する経過措置が終わり、平成15年4月1日以後に開始する事業年度から全廃されました。ただし、賞与について①期末までに各人別の支給額を支給対象の全使用人に対して通知し、②通知のとおり翌期首から1月以内に支払った場合、期末に賞与を未払金に計上して損金算入することができます。

賞与の未払金と同様に、期末において未払計上して損金算入することができるものとしては、表のとおりです。

表. 決算整理で計上できる未払金

項目	計上金額	適用要件等	根拠条文・通達
賞与	期末から1月以内の支給額	すべての受給者に各人別に通知	法人税法施行令第134条の2
消費税	確定申告による納付額(中間申告分は控除)	税込み経理方式による場合	消費税法個別通達平元直法2-1
固定資産税	納付税額	納期開始日の属する事業年度で損金経理	法人税基本通達9-5-1
労働保険料	(雇用保険料の預り金÷従業員負担分料率)×(労災保険率+事業主負担雇用保険料)	雇用保険料の立替金がマイナスになって預り金に振り替えた場合	

役員に対する借入金や未払金

役員に対する借入金を短期借入金を含めて計上したり、法人設立の際に役員となった個人事業主から引き継いだ資産に対する対価を未払金に計上したりするケースが多く見受けられます。しかしながら、役員に対する金銭債務は、「ある時払いの催促なし」であることが多く、通常は返済期限も利払いもないため、自己資本に近い性格を持つものです。とはいえ制度上は資本として扱うことができないため、「役員長期借入金」としてその他の借入金とは区別して固定負債の部に表示してください。役員長期借入金を資本とみなして計算した経営指標を用いて経営分析を行うことも有用です。

修正自己資本比率(%)

$$= \frac{\text{自己資本} + \text{役員長期借入金}}{\text{総資本}} \times 100$$

アグリビジネス創出産学官連携シンポジウムのご案内

農林水産・食品産業分野の産学官の連携を推進するために、農林水産省を中心にさまざまな取組みが行われておりますが、このたび、競争的資金の紹介や大学・独法の技術成果の発表、民間企業・研究機関との交流などを内容とした全国6ヶ所で「アグリビジネス創出産学官連携シンポジウム」が下記の通り開催されますので、会員の皆様も奮ってご参加下さい。

記

- 北海道 11月29日(月)
札幌市(ホテル日航札幌)
- 東北 11月1日(月) = 終了 =
- 東海 12月7日(火)
名古屋市(名古屋国際会議場)
- 近畿 12月2日(木)
大阪市(グランキューブ大阪)
- 中国四国 12月9日(木)
岡山市(テクノサポート岡山)
- 九州 11月26日(金)
福岡市(福岡県中小企業振興センター)

【お問い合わせ先】

ご関心のある方は当協会や地域バイオテクノロジー懇談会、地方農政局、または農林水産省技術会議事務局先端産業技術研究課企画班(TEL03-3502-3919)までお問い合わせ下さい。

当協会HPの更新について

当協会では、会員の皆様等へのお知らせをホームページに随時掲載しております。(URL: <http://www.hojin.or.jp/>)
また、会員の皆様からのご意見等もお受けしておりますので、よろしく願います。

「アグリビジネス経営塾」224号
2004年11月18日発行

発行:
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001



Tel: 03-5156-0365 Fax: 03-5156-0366
E-mail: hojin@nca.or.jp
HP: <http://www.hojin.or.jp/>